令和８年（フ）第６６号
岡山県倉敷市玉島黒崎新町４番地17
破産者　濱田　文浩
1　決定年月日　令和８年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和８年（フ）第７８号
香川県高松市常磐町２丁目６番地29　富田荘４Ｆ北
破産者　マジックバー手品家こと岩越　洋介
1　決定年月日　令和８年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和８年（フ）第３２号
愛媛県伊予郡砥部町外山345番地
破産者　福岡　義人
1　決定年月日　令和８年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第８６７号
大阪府茨木市丑寅２丁目16番21号　杉本コーポ204号、開始決定時大阪府茨木市東奈良３丁目９番18号　アンソレイエ303号
破産者　石井　美視
1　決定年月日　令和８年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１３９号
兵庫県姫路市四郷町坂元404番地、従前の住所大阪府箕面市桜２丁目５番76号（２Ｆ１号）
破産者　木谷　絵美（旧姓荒本）
1　決定年月日　令和８年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第１５０号
兵庫県姫路市緑台２丁目12番６号
破産者　木村　　明
1　決定年月日　令和８年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第１６０号
兵庫県姫路市飾磨区若宮町14番地１　本間Ａ Ｐ６号室
破産者　サンマルコこと　森本三津男
1　決定年月日　令和８年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第２１９号
兵庫県加古川市平岡町一色東１丁目１番地サンブリッジ105号
破産者　芦田　正男
1　決定年月日　令和８年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第１１８号
岡山県倉敷市片島町319番地４　パイシーズ片島Ⅱ　101
破産者　赤井　琉偉（旧氏名赤井実咲）
1　決定年月日　令和８年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和８年（フ）第１１２号
広島市西区東観音町20番18―301号
破産者　松川　光徳（旧姓阪田）
1　決定年月日　令和８年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和７年（フ）第２６５号
高知市横浜新町１丁目532番地
破産者　尾﨑　旭洋
1　決定年月日　令和８年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

令和８年（フ）第２７３号
北九州市小倉南区田原新町１丁目12番６―301号
破産者　中嶋めぐみ
1　決定年月日　令和８年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第２８５号
熊本県上益城郡甲佐町大字白旗1674番地３、開始決定時の住所熊本市西区横手３丁目８番41号
破産者　溝口　康弘
1　決定年月日　令和８年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続終結及び免責許可決定

令和７年（フ）第４５３号
北九州市小倉南区上吉田４丁目23番13号（101）、前住所北九州市小倉南区沼本町４丁目13番12―603号
破産者　清水　　稔
1　決定年月日　令和８年８月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和７年（フ）第４８８号
北九州市小倉北区下富野２丁目１番22号（コーポ下富野204）、前住所北九州市小倉北区熊本１丁目１番22号
破産者　藤村　和也
1　決定年月日　令和８年８月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和７年（フ）第８７６号
鹿児島県曽於郡大崎町假宿2769番地３、破産手続開始決定時の住所北九州市八幡西区沖田４丁目３番21号
破産者　浦底　博昭
1　決定年月日　令和８年８月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和７年（フ）第１００１号
北九州市小倉北区木町１丁目10番１―302号
破産者　高田　剛史（旧姓西山）
1　決定年月日　令和８年８月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和７年（フ）第９４３号
愛知県尾張旭市北本地ケ原町２丁目86番地
破産者　梅村　　博
1　決定年月日　令和８年８月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部